

セッション5

倒産法及び倒産実務の変化 ー

倒産手続をより効果的・効率的にするための道のり

中国企業破産法の実施状況

北京市中諮法律事務所パートナー 韓 伝華

「中華人民共和國企業破産法」は2006年8月27日に中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会によって制定・公布、2007年6月1日から施行された。「企業破産法」の施行に伴い、旧・「中華人民共和國企業破産法（試行）」が同時に廃止され、その後「中華人民共和國民事訴訟法」第十九章に規定された「企業法人の倒産手続による債務弁済手続」も2008年4月1日に削除された。

旧・企業破産法（試行）及び民事訴訟法旧第十九章手続と比べ、企業破産法並びにその実務は三つの進歩を遂げた。それは、倒産申立ての受理要件の緩和、債務者企業の保護と債権者の保護の重視、裁判所負担の軽減などである。これから、この三点をめぐって、中国企業破産法の実施状況について、個人的な意見を述べさせていただきます。

一、倒産申立ての受理要件の緩和

旧・企業破産法（試行）第三条によれば、「企業が経営管理の失敗で著しい赤字を生じさせ、弁済期にある債務を弁済できない場合、本法の規定によってその倒産を宣告する」。

しかし、債務者が弁済期にある債務を弁済できないことについて簡単に立証できるが、「経営管理の失敗で著しい赤字を生じさせる」の要件について到底容易に証明できるものではない。経営管理の失敗のほか、企業の赤字をもたらす原因などが数多くあるはずである。例えば、国の政策に過度に依存する企業が国家戦略の転換で赤字経営に陥ることとか、輸出依存の企業が国際情勢の変化で赤字経営に陥ることとか、企業が自然災害で大きな損失を負ったこととか、いくら赤字を産み出しても「経営管理の失敗で赤字経営を生じさせること」に当てはまらなく、支払不能の債務の額にかかわらず、かかる受理要件を満たさないことになる。

民事訴訟法旧第十九章第九十九条によれば、「企業法人が著しい赤字で弁済期にある債務を弁済できない場合、債権者又は債務者が人民法院に債務者の倒産による債務弁済を申し立てることができる」。

旧・企業破産法（試行）の規定と比べ、この規定には明らかな進歩が見える。つまり、旧・企業破産法（試行）の「経営管理の失敗で生じさせた著しい赤字」から本規定の「著しい赤字」に変え、赤字を生む理由は関係ないことにした。ところが、ここにはまた一つの課題が残っている。それは、債権者にとって債務者が弁済期にある債務を弁済できないことについて簡単に立証できるが、債務者側の事情である「著しい赤字」を立証しにくいことである。実務ではしばしば不誠実な債権者があり、大量の支払不能債務を負っているにもかかわらず、赤字がないことや著しい赤字がないことを言い張っている。この場合、裁判所が債権者の申立を受理しがたいであろう。

企業破産法第二条によれば、「企業法人は弁済期にある債務を弁済できず、かつその全財産をもってすべての債務を弁済できない場合若しくは弁済能力が著しく欠乏したことが明白である場合、本法の規定に基づき、債務の処理を行う」。

企業破産法の規定によれば、企業法人にとって、「弁済期にある債務を弁済できないこと+債務超過」または「弁済期にある債務を弁済できないこと+弁済能力欠乏の明白性」があるときに、法律上、倒産手続開始の申立ての要件が満たされる。さらに、最高裁判所2012年9月9日に公布した「中華人民共和国企業破産法の適用に関する若干の問題の規定（一）」（法積2011年22号）第四条は、「弁済能力が著しく欠乏したことが明白である」ことについて具体的に規定を設けた。それによれば、（1）資金が著しく不足し、または所有財産が換価できない理由で、債務を弁済できないこと、（2）法人の代表者が行方不明になり、かつ法人の財産を管理する者が不在する理由で、債務を弁済できないこと、（3）裁判所の強制執行によって、債務を弁済できないこと、（4）長期にわたる赤字経営並びに黒字化の目処が立たない理由で、債務を弁済できないこと、（5）その他債務者が弁済能力を失ったことなどが存在する場合、債務者の帳簿資産額が負債額を上回ったとしても、「弁済能力が著しく欠乏したことが明白である」と認められる。

二、債務者企業の保護と債権者の保護の重視

企業破産法第八章には、更生手続（中国語では「重整手続」という）に関する専門的な規定を設けた。この更生手続は旧・企業破産法（試行）や民事訴訟法旧第十九章にはなかった制度である。企業破産法に新たに規定された更生手続は債務危機に陥り、自力の経営努力または融資等によって危機を克服できない債務者企業にとって、たいへん魅力があるものと思われる。それは、更生手続を通して債務免除や支払猶予などの効力が生じ、窮地に陥った企業にとって起死回生の期待が多いということである。企業破産法の施行後、初めて大きな影響を与えた更生事件が上場企業・浙江海納科技股份有限公司（以下は「海納公司」と略する）の更生事件である。2007年9月14日に債権者・袁建華は海納公司に対する2190.43万円の債務をもって杭州市地方裁判所に更生手続開始の申立てをした。申立ての当日、裁判所が直ちに決定で申立てを受理し、管財人を選任した。十五の債権者が届出した債権の総額は計5.42億元である。10月24日に、第一回債権者会議が「浙江海納科技股份有限公司更生計画（草案）」を可決し、深セン大地会社が海納公司の純資産計1.1億元と引換に同額の現金を支出し、債務の弁済に充てる。債権者が25.35%という弁済率（元金ベース）の支払いを受け、清算型手続の予測弁済率の14.82%を上回った。11月23月に、杭州市地方裁判所は債権者会議が可決した更生計画を許可し、更生手続を終結させた。

なお、私が担当した北京五穀道場有限公司更生事件では、2008年11月1日の手続開始から2009年2月10日の手続終結まで、債権者側は16.5%の弁済率を実現し、83.5%の債務を免除した。そのかわりに、債権者の株式をすべて新しいスポンサーに引渡した。この事件では、清算型手続の弁済率（試算）はわずか2.7%であった。

企業破産法の施行後、最高裁判所が2008年8月7日に「債権者が行方不明又は財産状況不明の債務者に対する倒産手続開始の申立てについての処理に関する回答」（法積2008年10号）を公布した。当該回答は、債務者が行方不明・財産状況不明である場合、債権者がいかに倒産手続開始の申立てをするかという問題を解決した。「債権者が行方不

明又は財産状況不明の債務者に対する倒産手続開始の申立てをした場合、裁判所はこれを受理すべきである。債権者が企業破産法第11条2項で定めた財産状況の説明・債権債務の明細を裁判所に提出できなくても、申立ての受理に影響を及ぼさない」とした。また、2009年6月12日に最高裁判所が「企業倒産事件を正しく審理し、市場経済の秩序維持のため司法的な保障を提供することに関する若干の意見」(法発2009年36号)を公布した。前記の意見は、債務者の行方不明・財産状況不明で倒産手続に悪い影響を及ぼした場合、債権者に民事的な賠償責任等を負うことについて規定した。「裁判所が債務者の行方不明・財産状況不明の事件を審理するに際し、債権者の法的利益を保障するため、債務者の代表者・経理担当者・その他役員・株主等に対して十分な説明・釈明をし、または適当な過料・訓示・拘留等の強制措置をとった後、債務者が関係資料を提出せず、若しくは提出が不完全であり、清算の進行を妨げる場合、裁判所は現時点の財産をもって公平な配当を行い、清算手続の終結を決定したうえ、責任のある有限会社の株主、株式会社の取締役・支配株主などに対して別途の民事訴訟によってその連帯責任を請求できることについて、告知をしなければならない」とした。

北京時代公司破産事件に際し、債務者側が提出した会計資料が著しい不備があるため、会計事務所が監査報告書の作成を拒否した。これをもって、破産裁判所は破産事件の終結を決定すると同時に、会社の株主・実効支配者に対し、未弁済の部分について連帯責任を負うよう命じた。

上海超越公司破産事件に際し、債務者のいくつかの債務弁済について合法性が疑問視されたため、会計事務所が意見留保の監査報告書を作成した。これをもって、破産裁判所は破産事件の終結を決定すると同時に、会社の株主・実効支配者に対し、未弁済の部分について連帯責任を負うよう命じた。

以上の二つの事件は同じ外資系企業が筆頭債権者に当たり、そして私が担当するケースである。かかる破産手続の終結後、債権者から見て、なお一億元ぐらいの債権が弁済されないものの、税務機関に破産債権として特別損失を申告したため、2500万元ぐらいの法人税が免除された。

三、裁判所負担の軽減

旧・企業破産法(試行)や民事訴訟法旧第十九章手続の中、「清算組」という機関によって倒産事件を推進すると規定したが、清算組の指定手続・具体的な職務範囲・権利義務等について明確な規定を置いておらず、実務では裁判所が主な仕事をするのが通常である。それに対して、企業破産法は管財人制度を置いた。つまり、管財人の倒産事件の遂行を担当させたいえ、その職務権限について明確に規定し、裁判所に管財人を指導する権限、債権者に管財人を監督する権限をそれぞれ与えた。また、管財人の指定手続き及び管財人報酬を明確化するため、最高裁判所は「企業倒産事件における管財人指定に関する規定」と「企業倒産事件における管財人報酬の決定に関する規定」を制定した。

2012年5月に私が担当している山東省某国有企業の破産手続開始の申立てがほぼ終わり、裁判所が手続開始後の管財人指定について検討を始めた。担当裁判所にとって、

当該事件が現行企業破産法施行後の初めての破産事件であるため、最初に慎重論が主張されていた。つまり、当該国有企業の所管官庁が派遣した人を管財人として指定し、その上管財人が弁護士を依頼する形を取りたいということであった。それで、裁判所が私に弁護士報酬を打診したところ、私は以下の意見を述べた。「私は管財人が依頼した弁護士として事件に係わる場合、弁護士報酬が不確定なものであり、すなわち担当弁護士の人数・仕事の内容・担当弁護士の職務期間などによって決まることである。しかし、もし私が管財人のメンバーとして指定された場合、職務範囲や報酬などが法律で決めることになるため、事件の遂行にプラスになると思う。それに、管財人に内定された所管官庁の者も管財人の職務や職務期間に詳しくないので、管財人付の弁護士ではなく、私を管財人のメンバーとして指定してほしい」と裁判所に伝えた。結果から申し上げますと、弁護士を管財人に指定したことは当該事件の遂行に大きなプラス効果をもたらし、法律で定めた裁判所の許可事項を除くと、裁判所は事件に余計な精力を入れなくても済み、大きな負担軽減を果たした。このケースを通して、裁判所が倒産事件における弁護士の価値を認め、これからも弁護士を管財人としてするように、この経験を述べた。

この前、北京市にある某裁判所で裁判官と倒産事件担当の弁護士による座談会が行われた。その中、ほとんどの管財人は倒産事件における困難や挑戦を述べたが、裁判所側も困った表情を見せた。しかし、私の発言を聞いたところ、裁判所担当者は「めんどくさくてたまらない事件を、誰でも引き受けたくないと思ったが、あなたの発言を聞いて、安心した」と賛意を表した。

以下は、当日の発言を抜粋したものである。

北京市双菱実業公司（以下は「双菱公司」と称する）は、1950年代に事業を始めた国有企業であり、所管官庁は北京市豊台区国有資産監督管理委員会である。そもそもファスナーが主に取り扱っている工場であるが、1990年代に事業を断念した。実際の生産をしてないものの、数多くの労働者や退職者を抱えていた。豊台区裁判所は2008年8月22日付で双菱公司の破産手続開始の申立てを受理し、同年12月24日に双菱公司の破産手続開始を宣告した。2008年12月4日に北京市高等裁判所は抽選で北京市中諮法律事務所を破産管財人と内定し、2009年2月2日に豊台区裁判所が北京市中諮法律事務所を破産管財人と指定した。

一、管財人の挑戦

1、会社の権限を引き継ぐとき、帳簿上の資金がないものの、支払に追われること

管財人が会社を引き継ぐとき、資金が皆無の状態に近かった。双菱公司の経理担当者から管財人に引渡した資金は、現金352.16元と預金44.79元であった。会社は所有する不動産を賃貸に出しているが、賃料を前以て一時金として請求済みであった。しかし、管財人にとって支払いの義務があった。まずは日常管理費用であり、滞納の営業税や電気代が数万元にのぼり、特に電気代の滞納が深刻なものであった。次は在職者の給料月2万

元前後、一時待機者の生活費月1万元前後、労働者医療保険の会社負担分1.4万元前後であった。

2、労働者との関係の複雑さ

双菱公司には在籍の労働者53名・退職者168名を抱えた。在籍労働者の中、10人が在職していて、他の43名が一時待機者（訳者注：中国語では「下岡者」という）であった。法人の元代表者は汚職罪のため、2007年3月8日に北京市豊台区裁判所によって有期懲役一年・執行猶予一年の判決を受けた。このような複雑な事情のわけで、管財人が会社を引き受けた後でも、労働者たちがたびたび会社の事務室に座り込み、管財人の業務を妨害し、印鑑を奪ったり、管財人を侮辱したり、長安街（訳者注：長安街とは中国の中央政府・党中央機関の所在地であり、日本で言えば、霞が関や永田町一带に相当する）へデモ行進を行なおうと恐喝したりした。

二、管財人業務の進展

1、労働債権の調査と弁済、労働者契約の処理

豊台区国有資産監督管理委員会及び豊台区裁判所の支持をもとに、在籍労働者の支援を受け、管財人はかろうじて労働債権の調査・確定・公示等の仕事をして、豊台区国有資産監督管理委員会から借金をし、豊台区裁判所の許可を受け、労働契約の解除・債権確認・労働債権の弁済を完了した。また、労働者の資料や社会保険等を企業外の担当機関に引渡した。

2、法に則る破産債権の調査、在籍労働者の有効配置、破産財団の管理維持、破産財団の換価・配当

双菱公司には10名の債権者があり、破産債権総額は1000万元ぐらいである。管財人はすでに債権の調査を終えた。そして、在籍労働者を有効に配置して、会社財産の警備に充てた。また、財務状況の会計調査を行い、会社所有の賃貸物件をめぐって賃貸借契約を作り直し、収益の向上を図った。破産財団（2863.25平米の政府からの無償譲渡（中国語では「土地划拨」）で取得した土地及びそれに付属した建物1712.7平米）について、豊台区国有資産監督管理委員会と豊台区裁判所と協議し、処分の方法を検討した。

三、管財人としての感想

三年間も続く管財人の業務は、中諮法律事務所にとって複雑な思いでもあった。この事件を通して学んだ経験や教訓は非常に多いが、「しっかりと現実に踏み、情勢を見極め、摸索しながら前に進む」という言葉に濃縮できよう。

1、「しっかりと現実に踏み」とは、立場の明確さ・業務能力の良さ・職業道徳としての清潔さである。立場の明確さというのは、管財人が自分の仕事を職責と見るべきで、すなわち責任・義務であり、決して権力ではない。業務能力の良さというのは、管財人にとって法律知識が言うまでもなく、会計の知識や管理者としての素質も求められることであ

る。職業道徳としての清潔さというのは、管財人が職務に忠実しなければならず、決して自分の利益に動かしていけないとのことである。湖南太子乳事件における文迪氏の「双規」（訳者注：中国共産党内の懲戒処分であり、通常、汚職罪など司法手続きの前段階及び政治的な完全失脚とみなされる）は、我々に警鐘を鳴らしたであろう。

2、「情勢を見極め」とは、物事をよく分析し、倒産事件の関係者と管財人自分をはっきりと認識することである。物事をよく分析するというのは、管財人としてどんなことがやるべきことか、どんなことがやるべきではないことか、そしてやるべきことの優先順位がいかなるものかということである。倒産事件の関係者と管財人自分を認識するというのは、関係者をうまく見てから行動すること、そして自分のことを正義の神様と信じてはいけず、単なる倒産事件における一機関だと認識しなければならないことである。

3、「模索しながら前に進む」とは、独断な行動を避けつつ、裁判所・所管官庁や関係者の意見を十分に聞きながらも、決断すべき時に決断力を出すことである。関係者の意見を十分に聞くというのは、困難に直面するとき、チーム内の協議がともかく、その他関係者の意見も十分に徴集しなければならないとのことである。例えば、知的障害のある労働者の契約解除に臨み、ほかの在籍労働者や当該労働者の家族とともに解決策を模索する。裁判所・所管官庁の意見を聞くというのは、例えば労働者の再配置に際し、労働債権の金額に不満を持つ社員が武力衝突を予告したことに対して、所管官庁である豊台区国有資産監督管理委員会のほか、裁判所、司法当局、警察機関にも迅速に知らせなければならないとのことである。決断すべき時に決断力を出すというのは、管財人の職務範囲内のことについて決断力を持って処理すべきであり、何でも裁判所に判断の責任を押し付けてはいけないとのことである。

四、中国企業破産法実施の予期

現行の企業破産法が公布した当時、法律施行後に裁判所が受理する案件数が劇的に増えるであろうという「人民法院報」の記事を見た。しかし、その予言はずれてしまって、実際に新法施行後の事件数が予想ほど多くないどころか、減少する傾向さえ見られた。非正式な統計であるが、現行法施行前の時点では全国の裁判所が年間で受理した案件が9000件ぐらいに対し、現行法施行後の時点ではそれが6000－7000件に下がっていた。私の個人的な調査によれば、2007年6月1日に企業破産法が正式に施行して以来の五年間で、北京にある某基層裁判所は合わせて18件の倒産事件しか受理してなく、平均にしたらなんと年間に3.6件に過ぎない。

実際に倒産事件に入った事件数の少なさと反対に、中国で実際に倒産手続を適用されるべき企業が十数万件あると予測できる。それでも、裁判所が関与する事件数が少ない理由として、以下の三つが考えられる。まずは、裁判所は倒産事件の受理を避けたいことにある。北京の裁判所を例にすれば、争訟性が薄い倒産事件に際し、極わずかのケースを除くと、債務者の倒産手続開始の申立てから裁判所の受理まで、少なくとも数ヶ月間、遅くなれば1年以上もかかるそうである。次は、債務者が倒産手続を申立てるインセンティブがなく、無理に経営を続けて、それに失敗したら夜逃げをしても倒産手続開始の申立てをし

ない。最後は、実に債権者にとっても債務者の倒産を申し立てるのが最優先の選択ではない。つまり、債務者との交渉で個別な弁済を得られるなら、絶対に債権者全体のために動きたくない。

現行の企業破産法は施行から既に五年もの歳月を過ごしたが、次の五年間もまた企業破産法の成熟・発展期にあると思っている。この成熟・発展期において、企業の経営環境の悪化と国民の法的知識の向上に伴い、裁判所が受理する事件数も徐々に増え、事件を担当する裁判官及び管財人の専門化が進み、更生手続を通じて債務の免除を図りたい企業もますます多くなるであろう。おそらくこれからの五年間を過ごしたら、中国の倒産法制が次のステージに立てられ、真に軌道に乗せる時期が来ると思う。